

グループホームの生活について だいじなことを説明します
(グループホーム ゆうやけこやけ 重要事項説明書)

これから、「ゆうやけこやけ」の説明をします。わからないことがあったら、わからないと言ってください。よくわかるまで聞いてよいのです。

1. このグループホームを運営しているのは・・・

社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会です。

本部事務所は、羽島市竹鼻町狐穴719番地1です。理事長は川合宗次です。

電話番号は(058)393-0751です。

2. 「ゆうやけこやけ」について

(1) あなたが生活するホームは、「ぽん」と言います。

このホームがあるところは、羽島市 正木町坂丸一丁目62番地 です。

管理している人は、鳥井充代 です。電話番号は (058) 372-5080 です。

このホームのバックアップ施設（ホームを助けるところ）は、障害福祉サービス事業所「でいあい」、かみなり村本舗です。

このホームでは、すぐ近くの岩佐医院さまが協力してみなさんの健康を管理しています。

このホームの本体「ゆうやけこやけ」は、平成18年10月1日にでき、羽島市、笠松町、岐南町を対象に事業を実施しています。その他の地域はご相談下さい。

◇「ぽん」では、7人で毎日の生活をします。

ゆうやけこやけの定員は、38人

内訳は、ゆうやけ4人、こやけ4人、がっちり荘2人、オールミックス4人、ちゃっかり荘3人
あろは7人、でこ7人、ぽん7人

◇ゆうやけこやけとバックアップ施設が協力して、ホームとあなたの安心と安全を守ります。

(2) このホームは、あなたが地域で自立した生活ができるように、世話人たちが、あなたの力でできないところを助けたり、いっしょに生活する仲間たちとなかよくできるよう助け合うところ
です。

あなたに困ったことができたり、わからないことがあったり、できないことがあったら、世話人・生活支援員に話してください。

(3) このホームの建物は、木造・鉄筋コンクリートの 1階建てです。

このホームには、あなたの生活する部屋と、料理をする共同でつかう部屋、お風呂、トイレがあります。

① ホームには、ときどきみなさんのことを助けてくれるボランティアの人がきます。

そのときは、あなたに知らせます。

② ホームには、ときどき見学にくる人がいます。そのときは、あなたに知らせます。

(4) 世話人・生活支援員などがゆうやけこやけにいる時間は、次のとおりです。

① あさ7時から10時までと、ひるの15時から翌朝の7時までです。

② ホームには、全体の管理をする「管理者1人」、サービス計画をお手伝いする「サービス管理責任者2人」、心の相談をする「精神保健福祉士1人」、身の回りのお手伝いをする「世話人」「生活支援員」が51人います。

※運営規定に定める、本事業所に配置すべき、指定共同生活援助等の職員ごとの定数は次のとおりです。

職種	常勤		非常勤		常勤換算	基準上の必要人数	運営規定上の定数	職務の内容
	専従	兼務	専従	兼務				
管理者		1			1	1	1	事業の管理運営等に関する事
サービス管理責任者	1	1			1.2	2	2	支援計画作成
世話人	2	2	12		8.4	7.6	9	食事提供、生活相談、日常生活援助
生活支援員			39				10	食事、入浴、排せつ等介助
精神保健福祉士			1		0.1	1	1	相談援助

3. 「ゆうやけこやけ」の生活について

(1) あなたのへやのこと

- あなたのへやには、電灯コンセントとエアコンとクローゼットがあります。テレビ、タンス、カーペット、ふとんなどは、あなたの好きなものを入れてください。
- あなたのへやにあるものがこわれたら、世話人に言ってください。
- お金などだいじなものは、世話人に預けてください。
- あなたのへやは、ホームにある掃除機できれいにしてください。掃除機のつかいかたがわからなかったら、世話人に聞いてください。
- 世話人やほかの人は、あなたにだまって、あなたのへやに入りません。

(2) 食事のこと

- あさごはんは、7時00分ごろ食べられるようにします。仕事のつごうで早く食べたいときは、世話人に言ってください。
- よるのごはんは、6時00分ごろ食べられるようにします。仕事のつごうでおそくなる人は、世話人に言ってください。

- ③ あなたの食べたいもの、あなたがきれいなものを世話人に言ってください。ほかの人の食べたいもの、きれいなものを聞いてできるだけみんなの食べたいものが食べられるよう、みんなで考えましょう。
- ④ あなたが、世話人といっしょに料理を作ったり、料理をならべたり、あとかたづけをしていただくと、うれしく思います。
- ⑤ 冷蔵庫にあなたの飲みたいものなどを入れてもよいですが、あなたのものというしるしをつけておいてください。
- ⑥ほかの人のしるしがついているものを、飲んだり食べないでください。

(3) お風呂のこと

- ① お風呂に入る時間は、みんなで相談して決めてください。
- ② 好みの物があれば、せっけんやシャンプーは自分のものを使ってください。

(4) 着るものこと

- ① あなたが着るものことで困っていたら、世話人に言ってください。
- ② あなたの着ているものは、よごれたら洗濯をしてください。
- ③ 洗濯機はいっしょにつかいます。
- ④ あなたの着ているものが、やぶれたり、古くなったりして着ることができなくなったら、タンスやクローゼットに入れておかないで、世話人に言ってください。

(5) 寝ること

- ① ふとんは、天気の良い日にときどきほすようにしましょう。
- ② あつくなったり、寒くなったりしたら、ふとんをとりかえましょう。
- ③ シーツやパジャマ、ねまきは、ときどき洗濯してください。
- ④ 寝ているとき、からだの調子がおかしくなったら、世話人に言ってください。
- ⑤ あなたのために規則正しい生活をしましょう。

(6) からだのこと

- ① からだの調子が変わるくなったら、すぐに世話人に言ってください。
- ② 薬を飲んでいる人は、決められた時間に、決められた量だけを飲んでください。
- ③ 薬のことでわからないことは、世話人に聞いてください。
- ④ 病院へかよっている人は、お医者さんの言うことを守ってください。
- ⑤ 病院へつきそっていったり、薬をもらいに行ったりするときは、相談していきます。
- ⑥ あなたのことをよく知っているお医者さんがあれば、その人に相談することがあります。

(7) いっしょに生活している人のこと

- ① ホームでいっしょに生活している人と、なかよくしましょう。
- ② もし、いっしょに生活している人から、あなたがいやなことをされたら、世話人に話してください。

(8) 自由な時間のすごしかた

- ① よるごはんのあとや仕事が休みの日は、世話人やおうちの方と相談してすごしてください。
- ② 地域のお祭りや集まりなどがあれば、あなたにお知らせします。

(9) 新聞・雑誌や酒・タバコのこと

- ① 原則、新聞はホームで1部とります。みんなでなかよく読みましょう。
- ② 雑誌や本は、あなたが好きなものを自分のお金で買ってください。
- ③ お酒やビールは、いっしょに生活している人が困らないように、からだに気をつけてたくさん飲まないようにしましょう。
- ④ タバコは火事になるといけないので、決められた所で吸うように、しましょう。
吸殻はしっかり消しましょう。

(10) お金のこと

- ① あなたが自分でお金をしまっておくことが心配だったら、世話人に言ってください。
ホームでだいにしまっておきますから、お金がいるときに世話人に言ってください。
- ② あなたが自分のものを買ったときは、自分のお金で払ってください。
- ③ あなたが持っているお金より、高いものを買わないようにしましょう。
- ④ ホームでは、お金の貸し借りは一切しないでください。
- ⑤ 自分がどれくらいお金をつかって、どれくらいのコっているかわかるように、「こずかい帳」を書きましょう。世話人がおてつだいします。

(11) 仕事に出かけている人のこと

- ① からだの調子がわるくて日中活動を休むときは、あなたが活動場所に連絡してください。
- ② 自分で連絡することができなかったら、世話人に言ってください。
- ③ 活動場所でいやなことがあったら、世話人に話してください。

(12) 手紙や電話のこと

- ① あなたにきた手紙は、あなたにわたします。

- ② あなたにかかってきた電話は、あなたが困ることになる電話(高い買い物誘いなど)でなければ、あなたにとりつぎます。
- ③ 電話が必要なときは、ホームの電話等を使いますので世話人に相談してください。
- ④ あなたに会いにきた人は、あなたが会いたければ会えます。

(13) せんきよのことや役所のことなど

- ① せんきよのことで、役所からきたお知らせはあなたにわたします。
- ② あなたが、自分でせんきよにでかけることができれば、行ってください。
- ③ せんきよに行きたいけれども、自分で行くことができない人は、世話人に言って下さい。お手伝いします。
- ④ 役所や銀行に自分で行くことができない人は、世話人に言ってください。
- ⑤ あなたが、役所にだす書類を書くことができなかったら、世話人がお手伝いします。

(14) 火事や地震が起きたら

- ① ホームにいるとき、火事や地震が起きたら、あわてないで世話人の言うとおりにしてください。
- ② 火事のときは、煙を吸わないようからだを低くして、早くホームの外へ逃げてください。
- ③ 地震のときは、ふとんをかぶったり、机の下へもぐったりして、地震がおわるのを待ちます。地震がおわってからいっしょにホームの外へです。
- ④ 外にでかけているときに地震にであったら、まわりの人に助けてもらってください。そのあとで、ホームへ連絡するようお願いしてください。
- ⑤ ホームでは、役所や地域の消防署などのきまりにしたがって、火事や地震が起きたときにどうするか決めてあります。
- ⑥ ホームでは、近所の人たちにも火事や地震が起きたとき、助けてもらうようお願いしてあります。
- ⑦ ホームでは、防災訓練を行い、地震や火事の時に避難をする練習をします。

4. ホームに払うお金のこと

- ① 日中活動にかかる利用料金に対しては、介護給付費が事業所へ支給されます。介護給付費は、当事業所が市町村から代理受領する分と、受給者証の記載内容に基づいたあなたの負担金があります。
- ② あなたのサービス負担額は、市町村が上限を定めています。そのためサービスの利用状況により、当事業所への月々の負担額が変わることがあります。当事業所が代理受領をおこなった介護給付費は、あなたに通知します。
- ③ 償還払い：介護給付費金額を事業者が代理受領を行わない場合は市町村が定める介護給付費基準額をいったんお支払いいただきます。この場合、あなたに「サービス提供証明書」と「領収書」を交付します。「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村

しんせい しきゅう
に申請すると支給されます。

④ その他 必要な費用

- ・家賃20,000円（入退居時、日割り清算させていただきます）
- ・光熱水費15,000円（入院時、退居時、または半月以上、継続不在の場合、清算させていただきます）
- ・食材費24,000円（朝200円・夕600円）昼食400円/1回、当日キャンセル（体調不良、入院、忌引き等を含む）の場合、実費負担額を請求させていただきます。
- ・日用品費2,000円（入院時、退居時、または半月以上、継続不在の場合、清算させていただきます）
- ・その他（家賃補助制度あり）

⑤ 利用料金の支払い方法

りょうりょうきん しはら ほうほう
利用料金のお支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日頃に請求しますので、その月の末日までにお支払いください。

しはら げんきん ねが ふりこみてすりょう りようしゃふたん ねが
お支払いは、現金・口座振替でお願いします。振込手数料は、利用者負担にてお願いします。
ふりこみ ごれんらく おねがい
振込みをされましたら、ご連絡をお願いします。

- ア. 窓口での現金払い
- イ. 口座振替

5. ホームでのやくそくを守ってください

うんえいきていだいはいちじょう りようしゃ せいかつ かいてき すご つぎ
ホーム運営規定第8条では、「利用者は、ホームでの生活をよりよく快適に過していくために次の
かくごう かか まも ないよう か き ぼうりよく
各号に掲げるきまりを守ること。」となっています。その内容は、下記のとおりですが、たとえば暴力
じけん こま
事件をおこしたり、いつもそをついてみんなを困らせたときはホームをでていかなければならな
くなりません。

- (1) 自分や他人の秘密を守ること
- (2) みんな仲良くけんかしないこと
- (3) できることは自分ですること
- (4) できないことにチャレンジすること
- (5) なんでも相談すること
- (6) 酒・たばこは指定された場所でたしなむこと
- (7) 地域の行事にできるだけ参加すること

6. あなたの権利は

- ① 障がいの種類や程度、国籍、性別、思想、信条によって差別されることなく一人の人間として尊重されます。
- ② 働くことや人とのかかわりをつうじて、いろいろなことを学び、自立していく権利をもちます。
- ③ 個人の情報に対する取扱いにおいて、プライバシーが保護されます。

- ④ 当協会の経営する施設及び事業の運営や経営状況を知ることができます。
- ⑤ 当協会の事業、会議等の内容に意見を言うことができます。
- ⑥ 当協会の方針、行事ならびに自らのケース記録等について知る権利をもちます。
- ⑦ 障がい程度にかかわらず、自分のことは自らが選択し、決定する自己決定権をもちます。
また、自己決定に対する援助がされ自己決定する機会が保障されます。
- ⑧ いやなこと、不快なことについて拒否する権利をもちます。
- ⑨ 施設の利用、事業への参加について移動の自由が保障されます。
- ⑩ 自立にむけたサービスを受ける権利をもちます。
- ⑪ 社会参加や社会資源の活用を積極的に受ける権利をもちます。
- ⑫ 健康診断を年1回以上受けたり、怪我や事故に対して適切な対応を受けるなど、必要な医療機関との連携のなかで、健康な生活を送る権利をもちます。

上記に示した利用者の権利が守られなかった場合には、苦情解決の制度にゆだねます。
また、「自己決定権」や「拒否権」などについては、権利として主張できますが、決定についてはあなたと支援員との合意のなかで行います。

7. 虐待があったら

- つぎのようなことに遭ったり、みかけたりしたら世話人に話をしてください。
- ① からだを傷つけられたり、部屋に閉じ込められたり、食事をもらえなかったりした。
- ② 職員に話しかけても無視されたり、下着が汚れてもそのままにされた。
- ③ 「何度言ったらわかるの?」「そんなことしたら外出禁止!」など言葉がこわかった。
- ④ 自分や家族のことを言われて傷ついた。
- ⑤ 他の人と比べられて差別を受けた。
- ⑥ みんなに言えないようなことを職員にされた。

8. ホームの生活のことで気に入らないことがあるとき

- ① ホームの生活のことで気に入らないことがあったら、まず世話人に話してください。
- ② 世話人に話してもよくならなかつたら、苦情窓口担当の 鳥井充代 に話してください。
- ③ ホームでは、くわしく話を聞いてから、あなたの気に入らないことをなくすよう、あなたと
いっしょに考えて、よくないことはなおします。
- ※ 第三者の委員さんに相談することもできますので聞いてみてください。
宮田敏子（羽島市） 野々村千恵子（羽島市） 上田祐之（一宮市）

- ④ それでもあなたの気に入らない場合は、次のところに相談してください。

まどぐち ぎふけん うんえいてきせいかいいんかい
窓口は、岐阜県 運営適正化委員会
ぎふししもなら
岐阜市下奈良 2-2-1058

TEL 058 (278) 5136 です。

これまでに書いてあることがわかりましたか。わからないことがあったら、説明をした
() に聞いてください。

書いてあることがよくわかったら、説明をうけたことを確かめるため、つぎの利用者のところに
名前を書いて、印を押してください。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

わたしは、この紙に書いてあることを () から説明してもらい、グループ
ホームでの生活を始めることにしました。

りようしゃ じゅう しょ
利用者 住 所 _____

なまえ _____ 印
名前

かぞく だいにん じゅう しょ
家族 (代理人) 住 所 _____

なまえ _____ 印
名前

りようしゃ かんけい
(利用者との関係) _____)

グループホームでの支援を開始するにあたり、ホームで生活することについて、ここに書かれて
あることを説明しました。

ゆうやけこやけ かんりしゃ とりいみつよ
ゆうやけこやけ 管理者 鳥井充代 _____

せつめいしゃ _____ 印
説明者